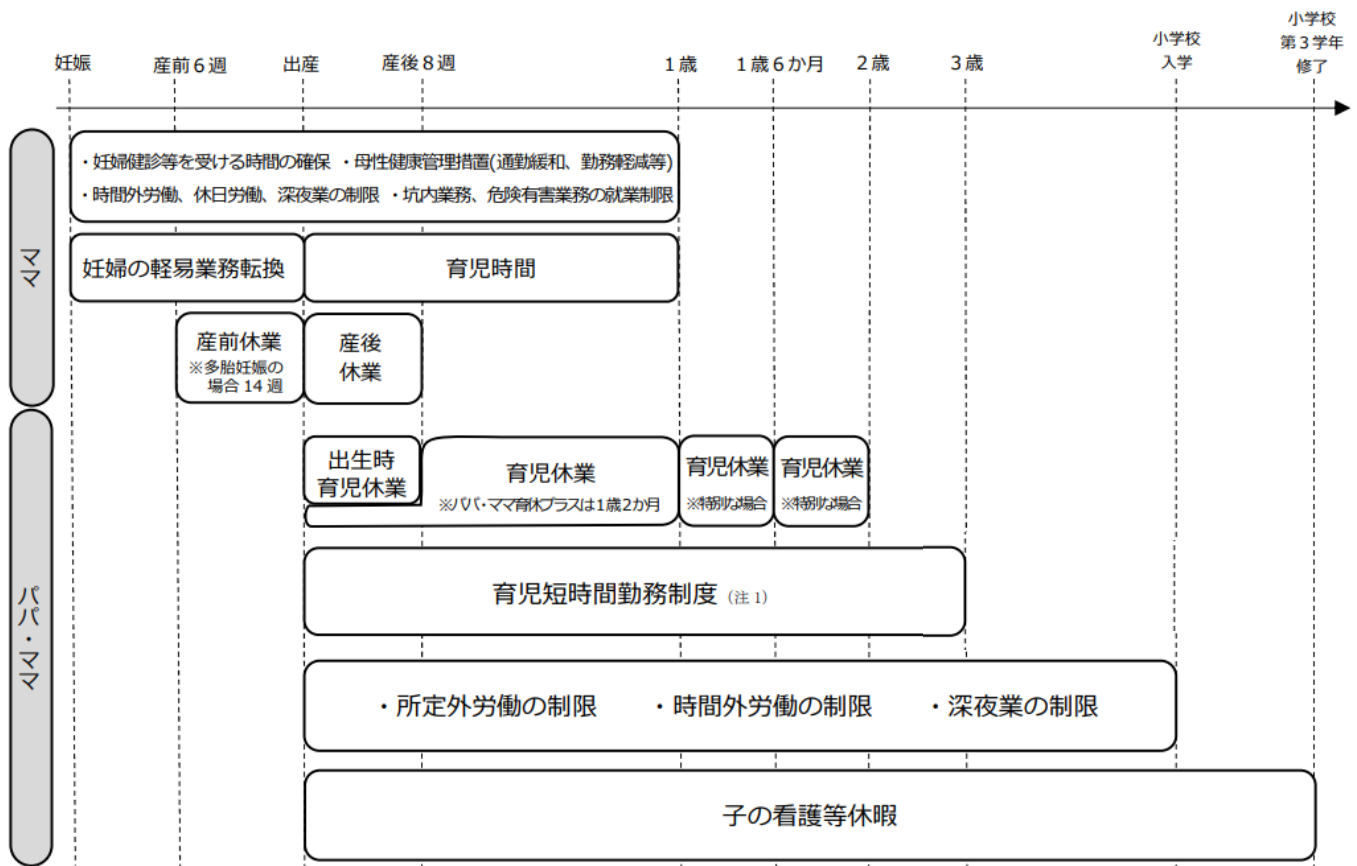


仕事と育児の両立支援制度概要



仕事と介護の両立支援制度概要

- 介護休業：対象家族1人につき通算93日まで（3回まで分割可能）
 - 介護短時間勤務制度：対象家族1人につき3年の間で2回まで
 - 介護休暇：1年に5日まで（対象家族が2人以上の場合は10日）
 - 所定外労働の制限
 - 時間外労働の制限
 - 深夜業の制限
- 介護期間中、回数制限なし

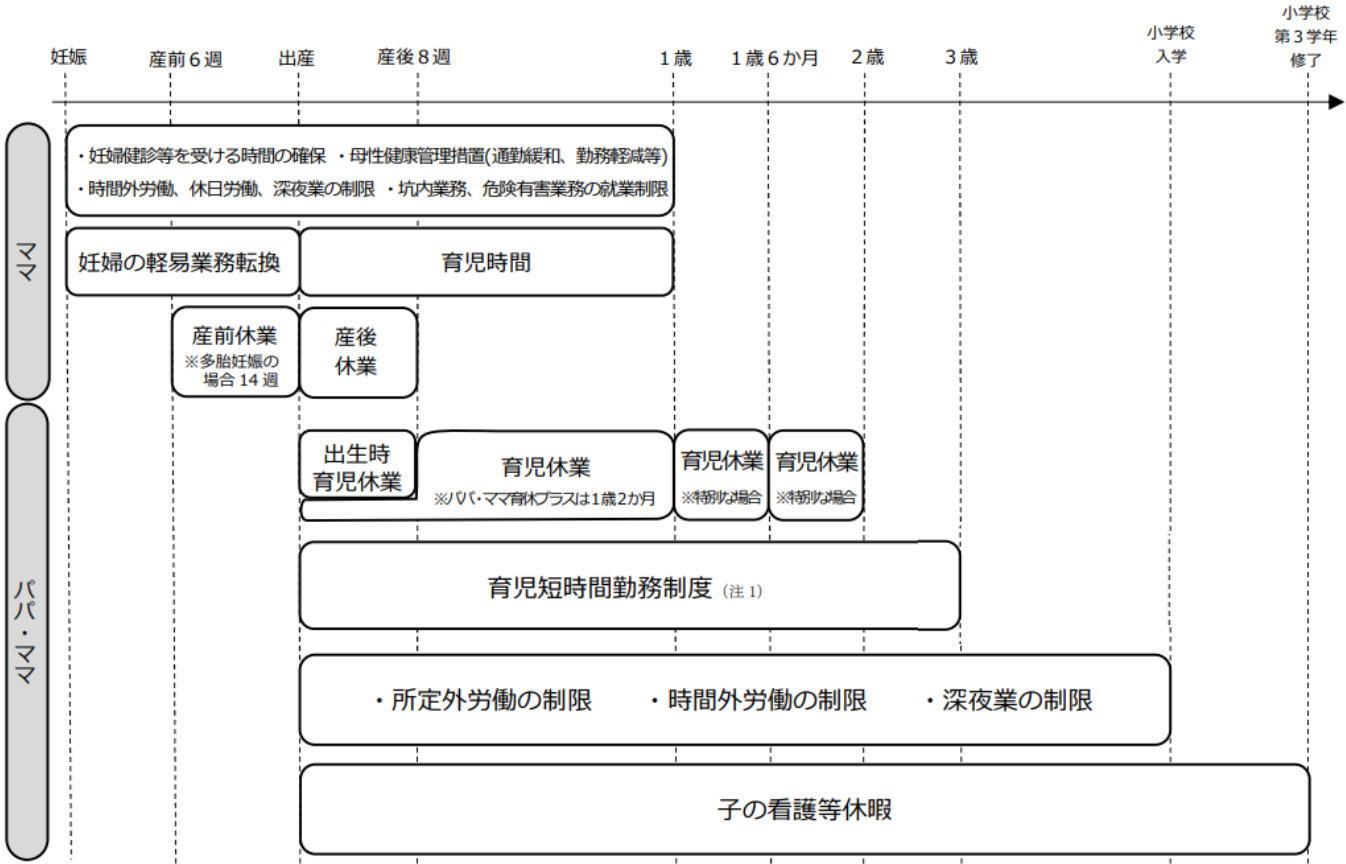
（育児休業・介護休業等に関する相談窓口）

○部署：

○担当者：

○内線・メールアドレス：

仕事と育児の両立支援制度概要



仕事と介護の両立支援制度概要

- 介護休業：対象家族1人につき通算93日まで（3回まで分割可能）
 - ：対象家族1人につき3年の間で2回まで
 - 介護休暇：1年に5日まで（対象家族が2人以上の場合は10日）
 - 所定外労働の制限
 - 時間外労働の制限
 - 深夜業の制限
- 介護期間中、回数制限なし

（育児休業・介護休業等に関する相談窓口）

- 部署：
- 担当者：
- 内線・メールアドレス：